

知って得する!

## 法律コラム



弁護士 安藤孝起

遺産分割調停がまとまらないとどうなる？  
審判移行という“次の段階”を知っておこう

弁護士法人よつば総合法律事務所

全国6拠点(千葉・柏・船橋・東京・大阪・名古屋)、弁護士20名以上が在籍している法律事務所。経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱業務。千葉県内の企業様を中心に450社強の企業様と顧問契約を締結(2024年11月1日時点)。

お問い合わせは、お電話(043-306-1110)かメール(info@yotsubasougou.com)にて。

こちらから企業法務サイトが  
ご覧になれます。

## 1 はじめに

親や配偶者が亡くなったあとに、避けては通れないのが「遺産分割」の問題です。多くの場合、相続人同士で話し合いがなされ、遺産分割協議書を作成して手続きは完了します。しかし、遺産の内容や相続人の関係性によっては、話し合いがまとまらず、家庭裁判所の「遺産分割調停」に進むケースも少なくありません。

それでは、その調停でも合意に至らなかった場合はどうなるのでしょうか？そこで登場するのが、「審判移行(しんばんいこう)」という手続きです。本稿では、調停と審判の違い、そして、調停が不成立に終わり審判に至った場合の進み方や注意点について、わかりやすく解説します。

## 2 「調停」と「審判」の違いとは？

まず、「遺産分割調停」は裁判所で行われる話し合いです。裁判官と調停委員が間に入り、当事者同士の合意を目指す手続きです。1回の期日で解決することは稀で、数回の話し合いを経て折り合いがつけば、合意内容は「調停調書」にまとめられ、確定判決と同一の効力を持ちます。

一方、「遺産分割審判」は話し合いではなく、裁判所が最終的に判断を下す手続きです。遺産分割調停が不成立となった場合には、調停の申立時に遺産分割審判の申立てがあったものとみなされ、遺産分割事件は審判手続に移行します。これが「審判移行」です。

## 3 審判では何が基準になるのか？

調停では「長男だから少し多めに」、「実家を継ぐ代わりに他の財産は譲る」といった柔軟な合意が可能ですが、審判ではそうはいきません。審判の内容は基本的に「法定相続分」がベースとなり、相続人間に特別受益(生前贈与など)や寄与分(介護などの貢

献)があったか否かを考慮しながら、中立・公平な観点で分割が決定されます。

遺産が不動産で分けにくい場合には、「現物分割」、「代償分割(相続人が他の相続人に金銭などを支払って持分を取得)」、「換価分割(売却して代金を分ける)」などの方法を組み合わせて、実質的な平等が図られます。

## 4 「審判」に進むことのメリットとデメリット

審判に進むことにはどのようなメリットとデメリットがあるのでしょうか。主なポイントを整理してみましょう。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"><li>相手と直接交渉しなくても裁判所が判断してくれる。</li><li>合意できず膠着していた相続が、強制的に決着する。</li><li>法定相続分や寄与分・特別受益など、法律に基づいた公平な分割がなされやすい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>個別的な事情や感情が反映されにくく、柔軟な解決とはならない場合がある。</li><li>判断に不満がある場合、即時抗告などでさらに時間・費用がかかる可能性がある。</li><li>相続人同士の対立が激化し、家族関係が悪化するおそれがある。</li></ul>

## 5 最後に

遺産分割調停が不調に終わると、「もう終わりだ」と感じる方も多いかもかもしれません。しかし、そこから先にあるのが、裁判所による審判という「第2ラウンド」です。そこでは、法的な観点に基づいた公平な判断が下されます。

とはいえ、法的判断だけでは解決できない「家族の思い」や「生活の事情」もまた、相続には大きく関わってきます。だからこそ、遺産分割に関する争いに直面したときには、一度立ち止まって冷静に状況を見つめなおし、必要に応じて弁護士などの専門家と連携することが大切です。